

令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

愛媛県への訪日観光客が増加する中で、車いすユーザーが安心して観光できるコンテンツの掘り起こしや磨き上げ、造成・販売により、新たな需要につなげること及び県内の観光事業者を対象として、こころのバリアフリーセミナーを実施することにより、ユニバーサルツーリズムの普及・定着や受入体制整備の面において、高齢や障がい等の有無にかかわらず、多様な人々を受け入れる気運が地域に醸成されることを目的とする。

なお、本事業は令和7年度訪日外国人旅行者周遊促進事業(観光庁補助事業)として実施するものである。

2 委託業務の概要

(1) 名 称

令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業

(2) 委託内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月13日(金)まで

(4) 予算額

3,949千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザルへの参加資格

以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 愛媛県内に本店・支店等を有すること。(本店・支店等を有しない場合、発注者と意思疎通が容易に行えることを証明できること。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(3)まで、構成員は(2)と(3)の資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合、単体で参加することはできない。

4 プロポーザルへの参加表明

プロポーザルへの参加の有無について、令和7年6月27日(金)17時(必着)までに、別添の参加意向表明書(様式1)を、ファックス又は電子メールにて提出する。

なお、共同企業体による参加の場合には、(様式1-2)により、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること。

※提出先:「10 問い合わせ先・提出先」を参照

5 企画提案書の提出

(1) 作成方法等

- ①提案内容 別添の仕様書により提案すること。
- ②形式 原則としてA4判、縦、横書き、左綴じとする(着色可)。
- ③表紙 提案書の表紙には、

- ・宛名 「一般社団法人愛媛県観光物産協会 代表理事」
- ・タイトル 令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業
- ・提出年月日
- ・会社名（正本のみ押印）

を記載すること。

- ④内容等
- ・業務の具体的内容（本業務に対する考え方、実施スケジュール、実施体制、データの分析方法、報告書の取りまとめ方法（報告書の作成例）等）
 - ・会社概要（社名、所在地、連絡方法、代表者職・氏名、担当者職・氏名、従業員数、同種事業の業務実績等）
- ※共同企業体の場合には、共同企業体参加資格者誓約書（様式4、様式4－1）及び共同企業体組織の規定・会則等（様式5－2例示）を別途提出のこと。
- ・経費見積
- ※積算内訳を記載すること。
- ※提案内容に必要な一切の経費を含めること。
- ・その他特に提案する事項（調査項目等に関する提案等）があれば記載すること。

※質問がある場合は、別添質問書（様式2）により、令和7年6月23日（月）17時までに「10 問い合わせ先・提出先」あてファックス又は電子メールで送付すること。
質問及び回答内容は、令和7年6月26日（木）17時までに愛媛県観光物産協会ホームページに掲載する。

（2）提出部数

企画提案書 4部（うち正本1部）
見積書 1部（任意様式）

（3）提出期限及び提出先

提出日 令和7年7月7日（月）17時までに提出

提出先 「10 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

※郵送の場合は提出期限までに一般社団法人愛媛県観光物産協会に到着したものに限り。また、持参の場合の受付時間は土、日、祝日を除く午前9時15分から午後6時までとする。なお、提出期限以降における提案の差し替え及び再提出は認めない。

（4）その他

参加意向表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

6 審査方法

- （1）提案のあった企画内容について、令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業業務審査会（以下、「審査会」という。）において審査を行い、採用候補企画を決定する。
- （2）審査結果については、文書で提案者に通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。
- （3）提案された企画は、次の項目により審査する。
 - ・考え方等（事業の趣旨を理解した提案となっているか。調査・造成・販売等への提案があるか・また、その内容は妥当か。）
 - ・実施スケジュール及び実施体制（バリアフリー調査と連携したコンテンツ造成（磨き上げ）と販売が出来る体制となっているか、ユニバーサルツーリズムの有識者による効果のあるセミナーの開催が提案されているか。）
 - ・コンテンツの造成（磨き上げ）と販売（車いすユーザーの目線で、「バリアフリー調査」と「コンテンツに付加価値を付けた造成（磨き上げ）」が連携した提案となって

いるか。販売については、愛媛観光物産協会と連携した販売スキームが提案できているか。)

- ・セミナー実施内容（車いすユーザーの目線でのバリアフリーセミナーが提案できているか。これまでの事例を交えた、より実践的なセミナー内容の提案ができているか。今後事業者で利用可能なセミナー資料の提案がされているか。)
- ・経済性（内訳及び根拠が示されているか。適当な内容となっているか。)

7 提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

審査会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

(2) 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、一般社団法人愛媛県観光物産協会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45 年愛媛県規則第18 号）の規定に準じることとする。

9 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (3) 提出された提案書については返却しない。
- (4) 今後の社会情勢等を踏まえ、事業の中止や縮小について判断することがあるため留意すること。

10 問い合わせ先・提出先

〒790-0004

愛媛県松山市大街道三丁目6番地1

一般社団法人 愛媛県観光物産協会 観光部 担当：青野

T E L 089-961-4500

F A X 089-961-4222

メール webmaster@iyonet.com

(様式1) 単体企業様用

一般社団法人 愛媛県観光物産協会 観光部
青野宛て (FAX: 089-961-4222、E-mail: webmaster@iyonet.com)

※令和7年6月27日17時必着

参加意向表明書

令和7年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 様

令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、実施要領に基づき、申し込みます。

なお、当法人は、実施要領「3 プロポーザルへの参加資格」に定める要件を満たしていることを誓約します。

貴社名: _____

ご住所: 〒 _____

ご担当者職・氏名: _____

ご連絡先: TEL: (_____) _____

FAX: (_____) _____

e-mail: _____

(下記事項をご記入ください。)

①愛媛県内に本店・支店等を有すること。(本店・支店等を有しない場合、発注者と意思疎通が容易に行えることを証明できること。)

(有する ・ 有しない)

・有する場合は、本店・支店等の名称・所在地

・有しない場合は、発注者との意思疎通方法

②地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)の規定に該当しないこと。

(該当しない ・ 該当する)

③企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

(受けていない ・ 受けている)

(様式 1 - 2) 共同企業体様用

一般社団法人 愛媛県観光物産協会 観光部
青野宛て (FAX: 089-961-4222、E-mail: webmaster@iyonet.com)

※令和 7 年 6 月 27 日 17 時必着

参加意向表明書

令和 7 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 様

令和 7 年度車いすユーザーフレンドリー事業業務委託に係る公募型プロポーザルに参加
したいので、実施要領に基づき、申し込みます。

なお、当企業体は、実施要領「3 プロポーザルへの参加資格」に定める要件を満たしてい
ることを誓約します。

(代表者) 貴社名: _____
ご住所: 〒 _____

ご担当者職・氏名: _____
ご連絡先: TEL: (_____) _____、Fax: (_____) _____
e-mail: _____

(構成員) 貴社名: _____
ご住所: 〒 _____

ご担当者職・氏名: _____
ご連絡先: TEL: (_____) _____、Fax: (_____) _____
e-mail: _____

(構成員) 貴社名: _____
ご住所: 〒 _____

ご担当者職・氏名: _____
ご連絡先: TEL: (_____) _____、Fax: (_____) _____
e-mail: _____

(下記事項をご記入ください。)

- ①愛媛県内に本店・支店等を有すること。(本店・支店等を有しない場合、発注者と意思疎通が
容易に行えることを証明できること。)
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加資格者の資格) の規定に該当しないこと。
- ③企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- ④代表者は①～③まで、構成員は②と③の資格要件を満たすこと。

(_____ 満たしている ・ _____ 満たしていない)

※①について、本店支店を有する場合は、本店・支店等の名称・所在地

・有しない場合は、発注者との意思疎通方法

(様式2)

一般社団法人 愛媛県観光物産協会 観光部
青野宛て (FAX: 089-961-4222、E-mail: webmaster@iyonet.com)

質 問 書

令和7年 月 日

1 参加申込者について

参加申込者の名称		
担当者連絡先	所 属	
	氏 名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

2 質問

質問項目	
(内容)	

(様式3)

一般社団法人 愛媛県観光物産協会 観光部
青野宛て (FAX : 089-961-4222、E-mail : webmaster@iyonet.com)

参 加 辞 退 届

令和7年 月 日

令和7年 月 日付けで参加意向表明書を提出した令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業業務委託に係る公募型プロポーザルについては、参加を辞退したいので届け出ます。

貴社名（代表者名）： _____

ご住所：〒 _____

ご担当者職・氏名： _____

ご連絡先：TEL：(_____) _____

FAX：(_____) _____

e-mail： _____

(様式4)

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会
代表理事 中村 時広 様

共同企業体の名称

構成員 住所
(代表者)
商号又は名称

代表者 ⑩

構成員 住所
商号又は名称

代表者 ⑩

(以下、構成員列記)

このたび、令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

同業務について、契約書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に関しては、連携して行うものとし、委託業務共同企業体協定書及び指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式 4－1)

委任事項

- 1 令和 7 年度車いすユーザーフレンドリー事業に関し、当共同企業体を代表して、委託者である一般社団法人愛媛県観光物産協会と折衝する権限
- 2 入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 契約に関する一切の権限
- 3 委託代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(様式4－2例示)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 一般社団法人愛媛県観光物産協会発注に係る、令和7年度車いすユーザーフレンドリー事業（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

(以下、構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第9条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第10条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第12条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

(構成員の除名)

第12条の2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第13条 構成員のうちいずれかが第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第2項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第14条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第15条 共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

〇〇外〇〇社は、上記のとおり、〇〇〇〇共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者

住所
商号又は名称
代表者
(以下、構成員を列記)